

# 家庭ごみの収集方法等の変更について

令和3年7月21日

佐倉市環境部廃棄物対策課

# 家庭ごみの収集方法等の変更について

## 【現在の収集体制】

ごみ集積所で「もやせるごみ」「うめたてごみ」「金属類・小型家電」「ビン」「カン」「その他紙製容器包装」「その他プラスチック製容器包装」の7品目を回収しています。ペットボトルは店頭などで拠点回収をしています。

指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）は30Lのサイズを基本とし、「もやせるごみ」は「30L・20L」、「うめたてごみ」は「15L」となっています。

## 【佐倉市の現状】

- 人口は減少している一方で、世帯数が増加し一世帯当たりの人口は減少
- 老年人口の増加に伴う高齢化率の上昇
  - ①回収拠点へのごみ出しの不便性
  - ②ライフスタイルの変化による家庭ごみの排出様態の変化（排出量の減少・排出頻度の低下）

当市の施策・計画に則った  
市民の利便性の向上、リサイクルの推進

## （1）ペットボトルの集積所収集

- ・ペットボトルの集積所収集の実施  
「その他プラスチック製容器包装」の指定袋にてペットボトルとその他プラスチック製容器包装を併せて収集
- ・ペットボトルの拠点回収を廃止

## （2）小型の指定袋の追加

- ・「ビン」「カン」で15Lの指定袋を新たに作成
- ・「もやせるごみ」の指定袋のサイズを20Lから15Lへ変更

## （3）収集日の変更

「うめたてごみ」の収集日の変更

## (1) ペットボトルの集積所収集について

### 【1】現状と課題

当市では平成8年9月から、拠点回収方式でペットボトルを回収しています。この拠点回収方式は、店頭という衆目のある場所での回収であるため、リサイクルに必要な質の高いペットボトルの確保が容易という大きなメリットが得られる方式です。

しかし、制度導入から20年以上経過し、回収拠点である店舗経営者の高齢化による閉店や廃業等により、現在の回収拠点数は21箇所と減少傾向に転じており、市内全域を網羅しきれていない状況にあります。さらに、ペットボトルの排出方法は市民の間に広く浸透していることから、集積所収集へ変更した場合であっても質の高いペットボトルを収集することは可能であると思慮されます。

このことから、リサイクルしやすいペットボトルを無駄なく収集するためには、市民が店舗まで足を運ぶ拠点回収方式ではなく、少量でも気軽に出せ、効率的かつ持続可能な収集方式へ変更することが課題となっています。

### 【2】検討内容

#### ①ペットボトルの収集方法の検討

ペットボトルの収集方法については、集積所収集をする収集業者やペットボトルを保管し中間処理をする事業者と調整を図ると共に、収集手法についてコスト面や、排出の際の利便性などの多角的な方面から検討したところ、「その他プラスチック製容器包装」の指定袋を利用し、「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」を同一の袋に入れて排出する方法とします。ただし、ペットボトルを出す際は、キャップとラベルを必ず外すことや、汚れたものを排出しない事が重要となります。

#### ②再資源化ルートについて

ペットボトルのリサイクルにあたっては、現行の拠点回収と同様に、その他プラスチック製容器包装の指定袋から取り除いたペットボトルの容器を、国が指定する（公財）日本容器包装リサイクル協会のルートでリサイクルを図ります。

#### ③指定ごみ袋の変更について

指定袋については、品目の名称を「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」へ変更します。現行制度では、一般的にプラスチック製容器包装と判断されるペットボトルを別収集しているため、『その他』プラスチ

ック製容器包装」と品目を定めていましたが混合収集を実施するにあたり、この品目について標記変更を行います。

また、この変更に合わせて、指定袋に印刷するイラストにペットボトルを追加します。

なお、現在の「その他プラスチック製容器包装」の袋については、在庫がなくなるまで使用可能とします。

#### ④ペットボトルの収集量について

集積所収集によるペットボトルの収集量は、過去5ヶ年の拠点回収による実績（平均）等を採用して試算したところ、ペットボトルの回収量は294 tの増加が見込まれ、年間の回収見込み量は407 tとなります。

また、収集コストに関しては、収集量の増加に伴う収集運搬委託料の増加やペットボトル選別、保管等に要する中間処理委託料の増加が見込まれます。

(拠点回収量) + (その他プラ混入量) + (今回の増加量) = (回収見込み量)					
73 t	+	40 t	+	294 t	= 407 t

### 【3】今後の方針

ペットボトルについては、品質向上等の観点から拠点回収方式を実施してきましたが、ライフスタイルの変化や高齢化社会の影響に対応し、ごみの適正な排出を確保することで、資源の循環を図る必要があります。

市民の意見を反映すると、ペットボトルの拠点回収を維持し続けることは難しいことから、利便性の向上やリサイクルの推進を図るため、集積所収集に変更します。

また、今日においては、世界的にもペットボトルを含む廃プラスチック問題が着目され、SDGsにおいても廃棄物の再生利用及び再利用がターゲットとされています。

こうした持続可能な社会づくりを目指す中で、市民から排出されるペットボトルを効率的に収集しリサイクルすることは、資源循環型社会を形成するうえでは非常に大切なことですので、ペットボトルの拠点回収を廃止して集積所収集に変更したいと考えています。

## (2) 指定ごみ袋の小型化について

### 【1】現状と課題

現在の当市の収集方式の多くが、指定ごみ袋を使用し、家庭ごみの品目ごとに定められた収集日に集積所に排出する集積所収集方式となっています。この収集方式は、昭和 47 年の収集開始から続けてきたものですが、人口動態やライフスタイル等の変化にあわせた取り組みが昨今必要となっています。

こうした状況を踏まえ、市民の利便性の向上や適正な受益者負担の公平化を図る一助とするべく、指定袋の様式変更（小型化）が課題となっています。

### 【2】検討内容

#### ①指定ごみ袋の小型化する品目及びサイズについて

小型化を行う指定袋の品目については、市民意識調査を参考にしつつ、現状の指定袋の全品目に関して再検討をした結果、小型化をするべき品目は「もやせるごみ」、「ビン」、「カン」としました。

ただし、「もやせるごみ」については、30L サイズが販売数の多数を占めること、多種類の袋を置くことが難しい小売店も多いことを考慮すると、現行の 30L サイズと 20L サイズに小型サイズを追加して 3 種類にするのではなく、20L サイズの袋を 15L サイズの袋に変更いたします。なお、もやせるごみの指定袋の販売量は、30L サイズは約 95%、20L サイズは約 5%の割合となっており、今回のサイズ変更の対象となる 20L サイズの販売枚数は極めて少ない状況となっています。

次に、「ビン」「カン」の指定袋のサイズについて、市民意識調査を行ったところ、「もやせるごみ以外で、小さいサイズの袋があると良い品目がありますか」との問いに対して、「ビン」「カン」の品目があると良いとの回答数が多く、新たに設ける小さいサイズのごみ袋としては、10L サイズが最も多く、次いで 15L サイズ、5L サイズとの回答でした。この回答結果を基に、新規に作成する指定袋のサイズについて検討したところ、現在も流通している一升瓶、ワイン瓶等の商品を入れた際に余力をもって対応できること、一般家庭で使用されているごみ箱(7L～15L サイズ)でも利用し易いこと、現行の指定袋においても 15L 袋が存在し製造規格があること、などといった利便性や製造のしやすさという観点からも新たに 15L サイズのごみ袋を採用するものとしたしました。

また、「もやせるごみ」、「ビン」、「カン」の 15L サイズの指定袋を作成する一方で、現行の 30L の袋は継続して使用できることとします。これは、従来から想定し

ていた子育て世帯や3世帯家族等の利便性を確保するためであり、市民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルにあった指定袋を選択できるようにするためです。

## 【6】 今後の方針

当市では人口が減少している一方で、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人口が減少しています。加えて、老年人口も増加し高齢化が進行するなかで、家庭ごみの排出様態は多様化しています。こうした中で、すべての人が適正に排出できるような指定袋の検討は重要なことから、佐倉市一般廃棄物処理基本計画に則り指定袋の小型化について検討をしてきました。しかしながら、小売店での販売スペースや製造業者の生産ラインを考慮すると多種多様な指定袋のサイズ設定は困難であり、対象となる品目やサイズ展開についての検討が課題となっていました。

このような中で2年連続して実施した市民意識調査を基に市民ニーズをより客観的に把握できたことで、小型化するごみ指定袋のサイズを15Lサイズに揃え、対象となる品目を確定しました。

このことから、「もやせるごみ」、「ビン」、「カン」の指定袋については、ごみの減量化を推し進めるとともに、市民の利便性を向上させ、当市に住む全ての方が適正な排出が行えるような環境づくりの一助として、小型サイズの指定袋を追加しようと考えています。

## (3) 収集日の変更について

### 【1】現状と課題

現在、本市では、陶磁器類やガラス製品、電球など、燃やすことができず、かつ、リサイクルができないものを「うめたてごみ」と定めています。

集積所から収集業者により回収された「うめたてごみ」は、酒々井リサイクル文化センター（以下「センター」という。）に搬入し処理しています。

うめたてごみの組成を分析したところ、その内容物として陶磁器類・石が多数を占めていますが、「もやせるごみ」の対象物である木製のかごやプラスチック製品、「金属類・小型家電」の対象物である鍋やフライパン、掃除機、ドライヤーなど、うめたてごみ以外のものも多く混入されています。

混入している対象外のごみは、センターの作業員が手作業で抜き取り、金属類はリサイクルに回し、コンクリートガラや漬物石は埋め立て処分、可燃物等は、一旦焼却処理したのちに処分場で処理しています。

また、「うめたてごみ」の排出量の推移は、平成 26 年度から収集を開始した「金属類・小型家電」に大きく影響を受けており、平成 25 年度の「うめたてごみ」の排出量は 1,217 トンでしたが、平成 26 年度には 758 トンと大きく減少し、その後も減少傾向となっています。

なお、「うめたてごみ」の回収頻度は、毎月 1・3・5 回目の木曜日となっています。

毎月 5 回目の木曜日がある月の翌週には、1 回目の「うめたてごみ」の収集日となるため、2 週連続して「うめたてごみ」を収集しています。このような月は、令和 3 年度で 4 回、令和 4 年度は 4 回となっています。

以上のことから、「うめたてごみ」の分別の徹底や回収頻度が課題となっています。

### 【2】検討内容

#### ①うめたてごみの収集回数の変更について

うめたてごみの排出量は、平成 26 年度以降、700～600 トン台で推移しており、減少傾向となっています。

しかし、未だに対象外のごみの混入があるため、センターで手作業での選別を行わざるを得ない状況にあります。特に「うめたてごみ」の中の金属類は「金属類・小型家電」に分別すべきですが、混入してしまう要因の一つに、収集回数が「金属類・小型家電」より多いことにあると考えられます。

「うめたてごみ」の日を減少させることにより、金属類等は「金属類・小型家電」として排出するよう促すことで分別を徹底し、「うめたてごみ」の減量を図ります。

本来の「うめたてごみ」の対象物は陶器類・ガラス製品など、常に排出されるものではなく、かつ、臭気が伴うものではないことから、2週連続しての収集日を廃止したとしても大きなデメリットはないと考えます。

## ②うめたてごみの収集及び分別作業について

令和3年度では、毎月5回目のうめたてごみの日は、4回となっています。5回目のうめたてごみの日を廃止した場合は、収集に係る労力が減少することとなります。

また、1回の「うめたてごみ」の日で約30トンがセンターに搬入されます。

搬入されたうめたてごみは、清掃組合の作業員が手作業で選別を行い、「金属類・小型家電」の対象物など取り除いています。

## 【3】今後の方針

現在、「うめたてごみ」は多い月で3回の収集を行っており、2週間連続して「うめたてごみ」の収集日となる時期があります。しかし、平成26年度以降、排出量は減少傾向にあります。また、本来の「うめたてごみ」ではなく、それ以外に分類されるごみの混入が見受けられます。

「うめたてごみ」の対象物は、常に排出されるものではなく、かつ臭気を伴うものではありません。「うめたてごみ」の5回目の収集日を廃止したとしても、大きなデメリットを招くことは無い一方で、金属類等の対象外のごみの混入が回避できること、集積所の収集作業や清掃組合での分別作業の軽減されるメリットがあります。

以上のことから現在5回目の木曜日に行っている「うめたてごみ」の収集を廃止したいと考えています。